# 軽油引取税に係る令和7(2025)年分農業用免税証の交付申請について

令和7(2025)年分農業用免税証の交付申請の受付を次のとおり行いますので、交付を希望される方は、必ずその期間中に申請してください。

## 1 受付期日及び会場

期日令和7(2025)年2月4日(火)上三川地区・明治地区(多功・天神町)2月5日(水)本郷地区・明治地区(多功・天神町を除く)

時間 (午前) 9:30~12:00 (午後) 1:00~3:00

会場 旧上三川町中央公民館(上三川町役場仮庁舎)(上三川町大字上三川3970) ※上記の受付期日で都合のつかない方は、次の予備申請期間に申請してください。

**予備申請期間** 2月17日(月)~18日(火)午前8:45~11:15 午後1:00~3:30 **会場** 栃木県庁河内庁舎 5階大会議室(宇都宮市竹林町1030-2)

# 2 持参するもの

- (1) 新規申請の方
  - ①農業委員会が発行する耕作証明書
  - ②作付内容のメモや使用機械のカタログ等
  - ③420円 (手数料)
- (2) 新規申請以外(継続・更新)の方
  - ①免税軽油使用者証
  - ②免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書等を持参。コピー可)
  - ③420円(手数料)(①の使用者証が今回更新の方のみ)
  - ④農業委員会が発行する耕作証明書(交付数量の再計算を希望される方のみ)
  - ⑤印鑑
  - (3) 作業受託がある方で更新または変更の方
    - ①農業委員会が発行する農作業受委託に関する証明書
    - ②受委託契約書の写し

#### 3 免税証の交付

前年度の申請内容に変更のない方 → 申請日に即日交付します。 新規申請の方及び追加交付希望の方→ 申請日に交付期間を別途指定します。期間中に 受領してください。

## 4 注意事項

(1) 滞納処分について

国税及び地方税の滞納処分(差押等)を受けられた方は、処分解除の日から2年間を経過しなければ申請できません。

(2) 納品書等の持参について (新規申請の方を除く。)

報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は免税証の即日交付はできません。紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。

## 5 問い合わせ・連絡先

免税証に関するお問い合わせ

宇都宮県税事務所 課税部個人課税課

028 - 626 - 3018

耕作証明に関するお問い合わせ

上三川町農業委員会事務局

 $0\ 2\ 8\ 5 - 5\ 6 - 9\ 1\ 6\ 6$